

令和7年3月17日

正会員（選挙権者及び被選挙権者）各位

熊本市歯科医師会選挙管理委員会

役員（理事）及び監事選挙等の予報

本会の現役員の任期は、令和7年6月26日の定時総会締結時までとなっており、本会定款により、6月26日（木）に開催する定時総会時での投票または事前の書面議決権行使による投票により、次期理事及び監事の役員選挙並びに県歯代議員及び予備代議員選挙を行うことになっている。

このため、定款第38条第1項及び選挙規則第8条並びに第9条により理事、監事を選出する役員選挙、選挙規則第37条により県歯代議員・予備代議員選挙を次の通り予報する。

記

【理事、監事選挙共通】

1. 定数

理事14名、監事2名

2. 選挙権者又は被選挙権者となる資格

選挙権者となる資格 令和7年4月26日（土）までに正会員になった者

被選挙権者となる資格 選挙日において正会員として2年以上在籍した者

3. 届出に必要な書類

①候補者届出又は候補者推薦届出 ②経歴書 ③選挙公報掲載文届（抱負）

④投票立会人届出 ⑤開票立会人届出

※ ①、②は必須。③、④、⑤の届出は任意とする。

4. 立候補及び推薦候補の届出期間

自 令和7年5月16日（金）～ 至 令和7年5月22日（木）

平日は午前9時から午後5時、土曜は午前9時から正午 *日曜は除く

5. 理事立候補又は推薦候補の届出先

熊本市歯科医師会選挙管理委員会（受付：本会事務局）

6. 選挙の期日及び方法

・令和7年6月26日（木）午後7時30分から開催の定時総会にて開票を行う。

・候補者が定数を越えた場合、選挙人は同定時総会時に熊本県歯科医師会館に設ける投票場で投票する。

また、出席できない者は書面議決権の行使により事前に送付する投票用紙で郵送投票する。（委任は認めない）

7. 当選者及び信任投票

役員候補者は本選挙における有効投票の過半数以上を獲得した者で、上位より定数を当選者とする。

なお、候補者が定数内の場合は、総会出席者の挙手により議決を行い、出席者の過半数を得た候補者を当選者とする。

出席できない者は、選挙規則第14条の4により、議決権の代理行使（委任状）及び書面による議決権行使ができる。

【理事候補の届出】

- ① 会長予備選の当選者（会長候補者）の推薦による理事候補の届出
会長候補者は本人も含め、名簿及び候補者ごとの経歴書を添え、選挙管理委員会に提出する。
- ② 正会員による立候補及び推薦による理事候補の届出
立候補届出または候補者推薦届出の場合は、2名の推薦人による推薦届出に必要な届出書を添え、選挙管理委員会に提出する。

【監事候補の届出】

立候補届出または候補者推薦届出の場合は、2名の推薦人による推薦届出に必要な届出書を添え、選挙管理委員会に提出する。

【県歯代議員及び予備代議員選挙】

1. 定数
県歯代議員 21名、同予備代議員 21名
 2. 選挙権者又は被選挙権者となる資格
選挙権者となる資格 令和7年4月26日（土）までに正会員になった者
被選挙権者となる資格 選挙日において正会員として2年以上在籍した者
 3. 届出に必要な書類
①候補者届出又は候補者推薦届出 ②経歴書 ③選挙公報掲載文届（抱負）
※ ①、②は必須。③の届出は任意とする。
 4. 立候補及び推薦候補の届出期間
自 令和7年5月16日（金）～ 至 令和7年5月22日（木）
平日は午前9時から午後5時、土曜は午前9時から正午 *日曜は除く
 5. 立候補又は推薦候補の届出先
熊本市歯科医師会選挙管理委員会（受付：本会事務局）
 6. 選挙の方法及び当選者
選出法については、候補者が定数を越えた場合は連記無記名による郵送投票とし、上位より定数内を当選者として総会の承認を得て、県歯会代議員及び予備代議員とする。候補者が定数を越えない場合は、投票を行わず、その候補者を当選とする。
- 選挙規則第37条の（1）より抜粋
- （1）県歯会代議員候補は、県歯との連携及び会員の意思が反映でき、公正な判断のもとに行動できる者とする。
- ※ 現在、県歯代議員は、本会役員及び各支部長で構成しております。